

平成 20 年 3 月 31 日付け医政発第 0331013 号厚生労働省医政局長通知

「行政処分を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師に対する再教育研修の実施について」  
新旧対照表

(下線は改正部分)

新	旧
<p>1～4 (略)</p> <p>5 課題研修</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課題研修修了報告書の提出</p> <p>課題研修対象者は、課題研修修了後、氏名、生年月日、保健師籍等の登録番号・登録年月日(取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者を除く。)、課題研修の内容、その他必要な事項を記載した課題研修修了報告書を作成し、原則として、業務停止処分が終了する日の 30 日前までに厚生労働大臣まで提出すること。</p> <p>なお、業務停止処分が 3 月以下の場合、業務停止処分が終了する日の原則として 14 日前までに提出することとする。</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 課題研修</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課題研修修了報告書の提出</p> <p>課題研修対象者は、課題研修修了後、氏名、生年月日、保健師籍等の登録番号・登録年月日(取消処分後に手続きを経て保健師等の再免許を受けようとする者を除く。)、課題研修の内容、その他必要な事項を記載した課題研修修了報告書を作成し、原則として、業務停止処分が終了する日の 30 日前までに厚生労働大臣まで提出すること。</p> <p>なお、業務停止処分が 3 月以下の場合、業務停止処分が終了する日の原則として 14 日前までに提出することとする。</p> <p><u>課題研修修了報告書が適切と認められる場合、厚生労働大臣は課題研修修了証を交付する。</u></p>
<p>6 (略)</p> <p>7 再教育を修了した旨の保健師籍等への登録</p> <p>(1) 登録の申請手続</p> <p>再教育を修了した保健師等が、再教育を修了した旨の保健師籍等への登録の申請を行う場合には、政令で定める額の手数料 3,100 円に相当する収入印紙を貼付した申請書に保健師等免許証の写しを添付した上で、厚生労働大臣まで提出することとする。</p> <p>なお、個別研修対象者が申請を行う場合にあつては、保健師等免許証の写しに加えて、当該対象者に交付する研修修了証の写しを添付すること。</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 再教育を修了した旨の保健師籍等への登録</p> <p>(1) 登録の申請手続</p> <p>再教育を修了した保健師等が、再教育を修了した旨の保健師籍等への登録の申請を行う場合には、政令で定める額の手数料 3,100 円に相当する収入印紙を貼付した申請書に保健師等免許証の写しを添付した上で、厚生労働大臣まで提出することとする。</p> <p>なお、<u>課題研修及び個別研修</u>対象者が申請を行う場合にあつては、保健師等免許証の写しに加えて、当該対象者に交付する研修修了証の写しを添付すること。</p>

(2) (略) 8～10 (略) (別紙1・2) (略)	(2) (略) 8～10 (略) (別紙1・2) (略)
------------------------------------	------------------------------------